

第77回定例会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長 担当部長	<p>議案第1号 淡路市犯罪被害者等支援条例制定の件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等基本法の施行から月日がたつが、今般条例制定する理由は何か。 2 支援金の種類と額を条例に明記するのではなく、規則とするのはなぜか。 3 条例案3条（基本理念）について <p>議案第4号 淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費税を控除した本体部分の額は据え置き、消費税の増税分を使用料に転嫁させるための改定ということのようだが、消費税増税が凍結、延期がされた場合は、現行に戻す考えなのか。 2 この条例の改定による一般会計分の使用料収入増の見通しと、市が購入するなど物品調達等に対する支出の消費税の負担はいくらとみているのか。（会計年度1年分の試算で） 3 この条例改正のうち、一般会計分の事業で、市は消費税を納めているのか。納めていないのであれば、その理由は何か。 4 東浦花の湯など指定管理者の施設料金について、指定管理者は、条例の範囲で上げることとなるのか。

第77回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	委員長	<p>発委 1号 淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 提案説明では、市長等の期末手当及び一般職の職員の期末勤勉手当に係る支給割合を踏まえ、議会議員の期末手当の支給割合を改定するとある。</p> <p>(1) 昨年11月26日の議会運営委員会の委員長の最終確認の発言は「人事院勧告に従い調整していく」だった。30年人事院勧告では「ボーナスは0.05か月の引き上げ」との勧告である。これに「従い調整する」ということならば、改正後は4.35か月分となる改正ではないのか。それなのに、“いつ”今回の提案のように市長らと同じ期末手当/一般職職員の期末・勤勉手当の支給割合(4.45か月)と合わせる変更になったのか。</p> <p>(2) 議員の期末手当は、人事院勧告にならって引き上げた一般職職員の期末勤勉手当や市長らの期末手当と同じにしておかなければならない認識なのか。</p> <p>2 最近の報道機関による世論調査では、「景気回復の実感がない」が6割から8割を超えるという結果があるが、このような実感は、淡路市の住民には当てはまらないという認識なのか。</p> <p>3 議員報酬に関する報酬等審議会の答申前に、期末手当の引き上げ発議を決定することに対して、提案者並びに賛同者はどのような議論をしたのか。</p> <p>4 議員期末手当の引き上げの必要性を、市民にどのように説明していく考えがあるのか。</p>